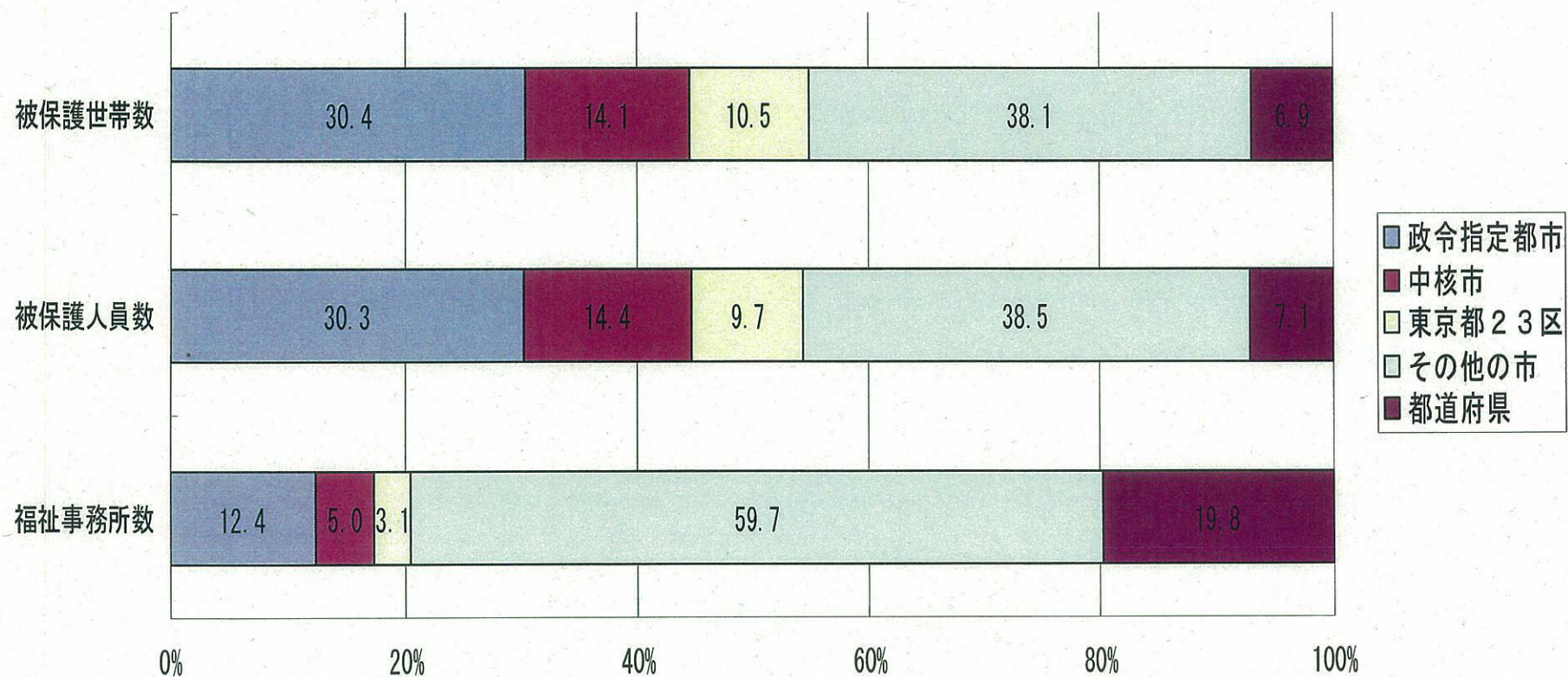


## 5 地方自治体の種類別被保護世帯数等の分布

○被保護世帯数、被保護人員を見ると、政令指定都市・中核市・東京都23区で半数を占めている。



資料:「被保護世帯数」「被保護人員数」福祉行政報告例(平成18年度)  
 「福祉事務所数」厚生労働省社会・援護局総務課調べ(平成18年10月時点)

## 6 保護費の構図(平成19年度予算ベース)

○保護費の構成割合を見ると、生活扶助は約3割を占めている。

保護費の総額及び扶助の種別等の構成

総額:2兆6,033億円				
生活扶助 8,409億円 32.3%	住宅扶助 3,612億円 13.9%	医療扶助 1兆3,124億円 50.4%	介護扶助 625億円 2.4%	その他 263億円 1.0%

※国庫負担額は上記の3/4である。

### Ⅲ 生活保護(扶助)の見直しに関する指摘等

#### 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(抜粋)

#### 【社会保障】

#### <生活保護>

- ・ 以下の内容について、早急に見直しに着手し、可能な限り2007年度に、間に合わないものについても2008年度には確実に実施する。
  - － 生活扶助基準について、低所得世帯の消費実態等を踏まえた見直しを行う。
  - － 母子加算について就労支援策を講じつつ廃止を含めた見直しを行う。
  - － 一級地の見直しを行う。
  - － 自宅を保有している者について、リバースモーゲージを利用した貸付け等を優先することとする。
- ・ 現行の生活保護制度は抜本的改革が迫られており、早急に総合的な検討に着手し、改革を実施する。

## 生活保護制度の在り方に関する専門委員会(平成15～16年)(中間とりまとめ・報告書の概要)

### 生活扶助基準の水準に関すること

- 生活扶助基準は、一般国民の生活水準との関連においてとらえられるべき相対的なもの。具体的には、年間収入階級第1／10分位の世帯の消費水準に着目することが適当。
- 勤労3人世帯の生活扶助基準について、低所得世帯の消費支出額との比較において検証・評価した結果、その水準は基本的に妥当。

### 生活扶助基準の体系(設定及び算定方法)に関すること

- 多人数世帯について、世帯規模の経済性等を検討する必要。
- 単身世帯について、一般低所得世帯との均衡を踏まえて別途の基準の設定を検討する必要。
- 現行の年齢別較差は、おおむね妥当であるが、年齢区分の幅の拡大などについて見直しが必要。

### 級地に関すること

- 現行級地制度は、最大較差22.5%とされているが、現在の一般世帯の生活扶助相当消費支出額をみると、地域差が縮小する傾向が認められた。市町村合併の動向にも配慮しつつ、今後詳細なデータによる検証を行った上、級地制度全般について見直しを検討することが必要。

## 生活扶助基準の評価・検証等に関すること

- 今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に1度の頻度で検証を行う必要がある。  
なお、生活扶助基準の検証に当たっては、平均的に見れば、勤労控除も含めた生活扶助基準額が一般低所得世帯の消費における生活扶助相当額よりも高くなっていること、また、各種控除が実質的な生活水準に影響することも考慮する必要がある。
- また、これらの検証に際しては、地域別、世帯類型別等に分けるとともに、調査方法及び評価手法についても専門家の知見を踏まえることが妥当。